

5 違反食品等処理状況

令和5年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は38件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第6条（不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止）違反4件（10.5%）、食品衛生法第13条（食品等の規格及び基準）違反9件（23.7%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反8件（21.1%）であり、不良食品は17件（44.7%）であった。

食品について見ると、魚介類（12件）及び菓子類（10件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
R5	4			9					8	21	17		38	35	1	2
R4				5					9	14	11		25	25		
R3	4		1	1					10	16	4		20	18	1	1
R2			1	1					1	3	15		18	12	2	4
R元	6			2		1			10	19	18		37			
H30				7					2	9	10		19	18		1

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（2）違反食品等発見件数

食品区分		違反区分													製造所		
		6条	9条	12条	13条	16条	18条	20条	25条	表示法第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計		4			9					8	21	17		38	35	1	2
魚介類					1					1	2	10		12	12		
冷凍食品	生食用冷凍鮮魚介類																
	その他の																
魚介類加工品																	
肉卵類及びその加工品										1	1			1	1		
乳																	
乳製品												1		1	1		
乳類加工品																	
アイスクリーム類・氷菓					3						3			3	3		
穀類及びその加工品										1	1	1		2	2		
弁当類										1	1			1	1		
野菜類果物及びその加工品		2			1					1	4	1		5	4	1	
菓子類		2			3					2	7	3		10	8		2
清涼飲料水					1						1			1	1		
酒類飲料										1	1			1	1		
氷雪																	
水																	
かん詰・びん詰食品																	
その他の食品												1		1	1		
添加物	化学的合成品																
	その他の添加物																
器具及び容器包装																	
おもちゃ																	
洗浄剤																	

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食 品 名		違 反 区 分	発 見 件 数	6条			12条		13条		18条		不 良			
				腐 敗 ・ 異 物	そ の 他	甘 味 料	着 色 料	そ の 他	成 分 規 格	そ の 他	蛍 光 物 質	そ の 他	異 臭	異 物	発 か び の 生	そ の 他
魚 介 類			11						1							10
冷凍食品	無 加 熱 摂 取															
	凍 結 前 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取															
	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取															
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類															
魚 介 類 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）																
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）																
乳																
乳 製 品			1													1
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓			3						3							
穀 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）			1													1
弁 当 類																
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）			4		2					1			1			
菓 子 類			8		2				2	1				3		
清 涼 飲 料 水			1						1							
酒 精 飲 料																
氷 雪																
水																
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品																
そ の 他 の 食 品			1											1		
添加物	化 学 的 合 成 品 及 び そ の 製 剤															
	そ の 他 の 添 加 物															
器 具 及 び 容 器 包 装																
お も ち や																
洗 浄 剤																
計			30		4				7	2			1	4		12

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況（食品表示法第5条）

食 品	違反項目	発見件数	名 称	保存の方法	消費期限 又は 賞味期限	添加物	製造所等	アレルギー	遺伝子 組換え	個別表示 事項
魚	介 類	1			1					
冷凍食品	無 加 熱 摂 取									
	凍 結 前 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取									
	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取									
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類									
魚 介 類 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）										
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）		1			1					
乳										
乳 製 品										
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）										
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓										
穀 類 及 び そ の 加 工 品（かん詰・びん詰を除く。）		1			1					
弁 当 類		1				1		1		
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1				1				
菓 子 類		2			1	1				
清 涼 飲 料 水										
酒 精 飲 料		1			1					
氷 雪										
水										
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品										
そ の 他 の 食 品										
添加物	化 学 的 合 成 品 及 び そ の 製 剤									
	そ の 他 の 添 加 物									
器 具 及 び 容 器 包 装										
お も ち や										
洗 浄 剤										
計		8			5	3		1		

（注） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注） 違反項目には疑いを含む。

（注） 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 令和5年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	東部	福山市、 滋賀県	塩漬	不良	異味異臭	管轄自治体へ通報
2	茨城県	東部	ドライフルーツ	食品衛生法 第6条第4号違反 (疑い)	異物混入（毛髪）	報告書の徴取
3	徳島県	西部広島	洋生菓子	不良	髪のも様異物の混入	報告書の徴取
4	東京都	北部	和菓子	不良	虫の混入	報告書の徴取
5	愛知県	西部東	フルーツブレッド	食品衛生法 第13条第2項違反 (疑い)	使用してはならない安息香酸が 0.02g/kg検出	立入指導
6	北部	北部	アイスマルク	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (大腸菌群陽性)	営業の一部禁止 報告書の徴取
7	東部	東部	炭酸飲料	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (沈殿物が認められる)	営業の一部禁止 報告書の徴取
8	西部東	西部東	アイスマルク	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (大腸菌群陽性)	営業の全部禁止 報告書の徴取
9	西部東	西部東	アイスマルク	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (大腸菌群陽性)	営業の全部禁止 報告書の徴取
10	西部東	西部東	そうざい	食品衛生法第6条第4 号違反	異物混入（プラスチック片）	顛末書の徴取
11	川崎市	西部広島	焼き菓子	不良	髪のも様異物の混入	報告書の徴取
12	西部広島	東部	調理パン	不良	魚の骨様異物の混入	報告書の徴収
13	福山市	東部	ゆでうどん	不良	変色	報告書の徴取
14	山口県	西部	洋生菓子	食品衛生法 第6条第4号違反 (疑い)	異物（ケーキピック）の混入	立入指導
15	東部	兵庫県	クラッカー	食品衛生法 第13条第2項違反	表示のない酸化防止剤（BHT）が 0.007g/kg検出	管轄自治体へ通報
16	東部	兵庫県	クラッカー	食品表示法 第5条違反（疑い）	表示のない酸化防止剤（BHT）が 0.007g/kg検出	管轄自治体へ通報
17	兵庫県	東部	発泡酒	食品表示法 第5条違反（疑い）	賞味期限の改ざん疑い	報告書の徴取
18	東部	東部	白菜塩漬	食品表示法 第5条違反	表示のない甘味料（サッカリン） が使用基準値内の0.12g/kg検出	報告書の徴取
19	東部	東部	粉末清涼飲料	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (細菌数34,000/g検出)	営業の一部禁止 報告書の徴取
20	広島市	西部	弁当	食品表示法 第5条違反（疑い）	添加物、アレルギー表示が不適正	立入指導
21	東部	東部	粉末清涼飲料	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (大腸菌群陽性)	営業の一部禁止 報告書の徴取
22	山口県	西部	ポテトチップス	食品衛生法 第6条第4号違反 (疑い)	異物混入（毛髪）	立入指導
23	東部	東部	焼き菓子	食品表示法 第5条違反	賞味期限の誤表記	自主回収 報告書の徴取
24	東部	東部	ヨーグルト	不良	温度管理不適	自主回収
25	西部広島	西部広島	加工肉製品	食品表示法 第5条違反	賞味期限の欠落	自主回収
26	東部	東部	さば	食品表示法 第5条違反	賞味期限の誤表記	自主回収
27	西部広島	西部広島	はるまきの皮	食品表示法 第5条違反	賞味期限の欠落	自主回収 報告書の徴取
28	香川県	西部	生かき（生食用）	食品衛生法 第13条第2項違反	成分規格違反 (細菌数190,000/g検出)	営業の一部禁止
29	広島市	東部	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.6%	指導
30	広島市	西部呉	生かき（生食用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）0.7%	指導
31	呉市	東部	生かき（生食用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.6%	指導
32	西部東	西部	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）0.37%	指導
33	北部	西部呉	生かき（生食用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）0.78%	指導
34	東部福山	西部	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.8%	指導
35	西部東	西部東	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.97%	指導
36	西部東	西部東	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.90%	指導
37	西部東	西部東	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.78%	指導
38	西部東	西部東	生かき（加熱調理用）	不良	塩分濃度（むき身つけ水）1.08%	指導

（注） 広島市、呉市及び福山市を除く。